

○文献複写取扱細則

〔平成7年4月6日
第1回 教授会〕

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城県立医療大学附属図書館利用規程（平成7年医療大訓第32号）の第18条に基づき、茨城県立医療大学附属図書館（以下「図書館」という。）における文献複写について、必要な事項を定めるものとする。

(複写の制限)

第2条 複写は、教育、研究及び学習の用に供する場合に限り、行うことができる。

(複写の申し込み)

第3条 複写を希望する者は、所定の手続きを経て、図書館長の承認を得るものとする。

(申し込みの制限)

第4条 図書館長は、次の各号の一に該当する場合は、申し込み者に対して複写の申し込みを制限し、又は断わることができる。

(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定めのある範囲を逸脱又はその危険があると認められる場合

(2) 図書館の複写能力を超える複写の申し込みがあった場合

(3) 前各号のほか、図書館長が特別の理由があると認めた場合

(複写の受託)

第5条 複写は原則として図書館が行うものとする。ただし、図書館の複写設備及び業務の都合により受託することができない場合は、館内所定の場所で、申し込み者自ら複写することを許可することができる。

(費用負担)

第6条 複写に要する費用は、申し込み者が実費負担するものとする。

(著作権に対する責任)

第7条 複写により、当該図書、学術雑誌等に関し、著作権法上問題が生じた場合は、すべて申し込み者がその責任を負うものとする。

(その他)

第8条 この細則の施行に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

付 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。